

第6日

令和6年12月10日（火）

午後2時10分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、2番石井清治議員の質問を許可します。2番石井清治議員。

（2番石井清治君登壇）

○2番（石井清治君） 皆さん、こんにちは。2番議員の石井清治です。年の瀬のお忙しい中、傍聴におみえの皆様、また、インターネットで御覧になられている皆様、いつもありがとうございます。お礼を申し上げますとともに、私の議員活動の励みとなります。心より感謝いたします。

早いもので今年も師走となり、慌ただしい時期となってまいりました。今年は、年明け早々の1月1日に、能登半島を襲った最大震度7の大地震が発生いたしました。462の方がお亡くなりになり、さらには、9月21日には、またしても被災地を襲った能登半島豪雨により15の方がお亡くなりになりました。先月11月26日の深夜にも震度5弱が発生しております。

このことを思うと、7年半前の九州北部豪雨で被災した自治体の1人として、御家族様の御心痛いかばかりかとお察し申し上げますとともに、一日も早く元の生活に戻られますことを心よりお祈りするばかりでございます。

朝倉市では、パリ2024パラリンピック競技大会、車椅子ラグビー日本代表として出場された草場龍治選手が、世界の舞台で躍動され、朝倉市初となる金メダルを獲得されたことは市民の誇りであり、私たちに元気を与えていただきました。市民栄誉賞を授与され、誠におめでとうございました。先週行われた講演会でも、彼の頑張りに感銘をした次第でございます。

先日10月の20日に、第13回朝倉市の未来予想図（高校生の提言）発表会が開催されました。107件もの応募があり、事前審査を経て6件の発表がございました。どの学校も、事前準備とプレゼンの練習成果を大いに発揮され、甲乙つけがたい内容でございました。テーマが、「コネ！水もしたたるいいところ朝倉～ふるさとの水で感動体験を～」という内容でございました。事前のフィールドワークを踏まえ、朝倉市のことを詳しく学習してから発表は、若い発想を基調とした大変参考になるものでございました。これまでに提言内容を事業化したものが幾つかありますが、今回の提言内容が、次年度以降の事業化につながっていくことを期待しているところです。

そのことで、生徒たちが自分たちの提言、企画が朝倉市の新規事業として取り上げられることは、市政に関わることできた達成感の醸成となることはもとより、朝倉市のことをより好きになることにつながっていくものと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従い、これより先は質問席にて質問をいたします。お昼の2番目ということで、かなり睡魔が襲ってくる時間帯かもしれませんが、1時間精いっぱい頑張りますので、執行部におかれましてはよろしくお願いいたします。

(2番石井清治君降壇)

○議長(小島清人君) 2番石井清治議員。

○2番(石井清治君) 通告に従いまして発言、質問をいたします。

まず最初でございます。有害鳥獣駆除対策についてでございます。(1)としまして、野生鳥獣による農作物の被害について。

これまでに、一般質問や決算審査特別委員会等で問題視されてまいりました有害鳥獣駆除対策については、野生鳥獣の個体数の増加、高齢化に伴う駆除員の減少や山里の樹園地の荒廃などにより、農作物への被害が年々増加している状況ではないかと思っております。特に中山間地における農産物への被害は多く、農家の方が頭を痛めているものと思っております。

先日、11月28日の西日本新聞に、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合でまとめられました要望書、この内容を3首長で服部知事へ提出された記事が紹介されておりました。その中にも鳥獣対策、ジビエ利用拡大推進とありました。主に東峰村の案件ではございましたが、広域圏管内でも鳥獣対策は課題とされているものと思っております。

それでは、最初に、直近、令和5年度の野生鳥獣による農作物の被害状況についてお尋ねをいたします。

○議長(小島清人君) 農林商工部長。

○農林商工部長(上村一成君) 農産物の被害状況ということでございますが、被害額についてお答えさせていただきたいと思います。

有害鳥獣の農業分野における被害額につきましては、野生鳥獣による農作物被害状況調査により、福岡県へ毎年報告をしているところでございます。その調査によりますと、令和5年度の市内の農作物被害金額は7,739万円となっております、増加傾向にあります。

ここで、鳥獣別の被害額を申し上げますと、上位から、鹿が約3,363万円、イノシシが約2,942万円、アライグマが約681万円、カラスが約303万円となっております。

鹿、イノシシによる果樹類の被害が特に大きく、中でも、柿、ナシの被害が大きく、次に、アライグマによるブドウ、イチジクの被害、カラスによるブドウの被害という状況となっているところでございます。以上です。

○議長(小島清人君) 2番石井議員。

○2番(石井清治君) 今、担当部長のほうから、令和5年度の農産物の被害額の状況は全体で7,739万円と。特に、鹿の被害が3,363万円ということで報告がございました。

令和5年度の決算に係る成果説明資料の中でも、イノシシの捕獲数は、令和4年度が1,043頭であったものは910頭、これは、イノシシは133頭減っておりますが、鹿の捕獲

数は1,575頭から1,928頭、353頭と増えており、鹿による被害が年々拡大していることが推察しております。

昨年の12月の一般質問の際にも、執行部のほうから回答がありましたが、この被害額の算定におきましては、福岡県農業共済組合とJA筑前あさくらの損害報告を基に、作物ごとの被害算定基礎単価から算出をしているとのことでしたが、先ほど言いますように、全体で7,739万円の被害額ということでございますが、恐らく実際にはこれ以上の被害になっているのではないかと考えているところでございます。

このような状況の中、(2)に移ってまいります、有害鳥獣駆除部会駆除員の確保についてお尋ねをします。

対策の一環として野生鳥獣を捕獲している猟友会、有害鳥獣駆除部会に対しては、国からの補助金と市からの有害鳥獣駆除委託料という形で捕獲実績に応じて支援をされていることになっていると思いますが、駆除員の数が高齢化等に伴い年々減少していると伺っておりますが、駆除員の実数がどのように推移しているのかお尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） お答えいたします。

わなと銃の重複者につきましては1名でカウントさせていただきますと、令和元年度が102名、令和2年度97名、令和3年度96名、令和4年度87名、令和5年度は86名となっております。令和元年度から5年間に於いて16名の減で、約16%の減少となっております。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 令和元年度が102名の方がおられて、令和5年度には86名と、16%の減少ということ。このような状況を踏まえて、市として駆除員の確保に向けての取組はどのようになされているのかお尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 駆除員の負担軽減を図るために、狩猟免許試験の事前講習会受講料等の補助、これは、国50%、市50%で上限9,500円となっております。この補助のほか、猟友会、県、市が協力して、各種講習会や研修会を実施しております。市としては、各種講習会や試験日等を市報等で周知しているところであります。

また、JA筑前あさくらとも連携し、野菜や果樹部会員の方へ周知していただくこととしております。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 駆除員の負担軽減を図るために、金銭的な受講料の支援、並びに研修会等を実施しているということでございますが、恐らくこういったふうな研修会等を実施されることにより、まだまだ減少は恐らく多い。しかし、こういった取組をしておる関係上、少しでも歯止めがかかっているということで認識をしているところでございます。

別件で、有害駆除委託料として、令和5年度の決算では2,400万9,000円が支出されておりました。イノシシ、鳥類ほかで472万9,000円、鹿で1,928万円ということです。

仮に、この予算並びに捕獲量の単価を上げたとしても、一気に駆除頭数が増えるかというとは一概には言えないかと思いますが、捕獲量の単価を上げることは、駆除員の捕獲意識、意欲の高揚の一助にはなっていくものとは考えております。

委託料の金額を上げていくことも、行政としての対策の一環とは思いますが、駆除員の方々から、困っているのは捕獲した鳥獣の処理に苦慮しているのではないかと考えております。猟友会の方から捕獲後の処理についての相談等があるかと思いますが、農林課のほうで把握されている内容で構いませんので、答弁をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） お答えいたします。

捕獲後の処理につきましては、議員のほうから言われていますように、猟友会の一部の方からは、高齢になり体力的に埋設が厳しくなってきたため、埋設処理以外についての処理方法の相談等を受けたことがございます。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） そういう相談を受けたことを受けまして、（3）番でございます。鳥獣捕獲後の食肉処理施設整備についてお尋ねをいたします。

市内ではイノシシ910頭、鹿1,928頭も捕獲されていますが、捕獲後の個体処理について、どのように処理をされているのかお尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） まず、鳥獣法についてですけども、鳥獣法第18条の鳥獣の放置等の禁止という項目がありますが、こちらでは、捕獲した個体の全量または一部を捕獲した場所に放置することが禁止となっております。このため、捕獲した個体につきましては、基本的には全量を持ち帰るか、もしくは適切に埋設処理をしなければなりません。

おっしゃいますように、駆除員は高齢化傾向にありますが、捕獲した動物につきましては、現在、適切に処理をされているものと認識しております。

なお、一部の方につきましては、民間施設に持ち込まれているということでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 捕獲した個体は、基本的にはその全量を持ち帰るか、もしくは適切に埋設処理をしなければならないとされています。

先ほど部長が言いますように、鳥獣法第18条、これは鳥獣の放置等の禁止です。この中には捕獲した個体の全量または一部を捕獲した場所に放置することが禁止となっております。また、この鳥獣法第18条に違反をしました場合、30万円以下の罰金が科せられるということになっております。

しかし、駆除員の方々が高齢となり、捕獲後の埋設処理が体力的に厳しくなっていること、このことも捕獲数が増えない要因の一つになっているものと思っております。

その対策の一環として、食肉処理施設整備の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） これまでも幾度となく一般質問等で質問がなされたところではございますが、施設整備に当たりましては、福岡県野生鳥獣食肉衛生管理ガイドラインに基づき実施する必要がある上、野生鳥獣を処理・販売するためには、食品衛生法の規定により、食肉処理業者及び食品販売業の営業許可が必要でありまして、食肉処理業者が販売する場合は、許可を受けた施設で適切な処理を行わなければなりません。

また、ジビエとしての活用を行うには、施設の建設、運営母体の有無、維持管理、そして、鳥獣の受入れに関しては、現場において止め差しを行った後、30分から1時間以内に処理をすることといった時間的な制限もあるため、面積が広い本市での施設整備は困難であると思われます。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 先ほどの部長の答弁は、昨年12月の3番議員の一般質問の回答とuri二つでございます。

そういう状況の中で、やはりこれだけ鳥獣被害が遭っている。食肉加工施設の件については、県のガイドライン、あるいは食品衛生法の許認可、そして、ジビエへということになってまいりますと、その母体の企画、運営等があると。ましてや、朝倉市地域が、朝倉市全土が広いということで、止め刺しをして30分から1時間の間に処理をするという規定もございます関係上、厳しいと、困難であると、こういう回答が出ましたが、毎年これだけの鹿、イノシシが捕獲をされている中、駆除はお願いしますが、処理については各自の責任で適切な処理をお願いしますでは、有害鳥獣駆除対策にはなっていないのではないかと考えています。

既に他自治体では、食肉加工施設について、食肉はもとより、肥料、ペットフード、化粧品などを生産するような施設までできているところもあります。

運営は、直営や第三セクター、あるいは民間などで、国の補助金等を活用した事例もあるようです。

先ほどお話しました、広域圏の知事への要望の中でも、お隣の東峰村では、今年度に獣肉処理施設を建設していくということで記載がされておりました。

先日、有害鳥獣駆除対策の先進地であります武雄市、武雄市の鳥獣食肉加工施設センターと、武雄市農林課の担当に、武雄市の有害鳥獣駆除対策の取組についてお話を聞きに行ってまいりました。武雄市では、鹿の被害はほとんどなく、イノシシの被害が多く、食肉加工処理センターが既に平成21年4月から稼働しております。令和5年度には2,283頭、ピーク時が平成28年でございまして、このときが3,242頭イノシシが獲れていて、現在で

は3割からの減につながっているそうでございます。

早い時期、平成21年からの食肉加工センターの建設に当たっては、当時、年々増加するイノシシの被害を減らすための要望が農家並びに猟友会から寄せられ、まずは食肉加工処理センター建設を行ったということでございます。

その後、1つの係では対応することが困難と判断をされ、平成21年4月にいのしし課という課を設置され、課長、係長、担当者を設置されたそうです。市を挙げて本格的な対策がスタートされておりました。

いのしし課には、職員以外に6名体制のいのししシパトロール隊、この6名は、会計年度任用職員によって巡回、捕獲をされるそうです。さらに、これは語呂合わせでトツテクレンジャー、トツテクレンジャーという、これは、猟友会の各支部長が3名、月に15日ほど出役をして、定額報酬で捕獲に当たると。こういうことが伴いまして、捕獲実績を上げている状況でございました。

既に食肉加工処理施設はあったものの、さらに、資源の有効活用と循環型社会を目指すために、減容化施設、何かといいますと、粉碎、乾燥です。無臭粉碎乾燥施設を令和元年度に整備し、堆肥として農家に還元をしているそうです。減容化率は70%、仮に50キロのイノシシであれば15キロまで粉碎、乾燥されるそうです。また、油脂の多いイノシシをボタン油、バー油というのは聞きますが、ボタン油として活用するために、鮮度を保つための保冷库を令和5年度に整備されておりました。

捕獲された際の報奨金の受付も、武雄市で捕獲されたイノシシは全てこの食肉加工センターで行っていると。ですから、直接、今現在農林課のほうがこういう処理を行っていますが、これをそのセンターのほうで一括して行っていると。

武雄市の担当者が言うには、有害鳥獣駆除対策は、まず猟友会と被害農家の思いを聞き、鳥獣被害を減らす手段を協議し、人的対応、これは駆除員の確保がいいのか、食肉加工処理施設の整備がいいのか、ましてや、電気柵、ワイヤーメッシュ柵の整備がいいのかの方向性を導きながら進めていくのが最良と言われました。

朝倉市の鳥獣駆除対策についても、既に農林課では業務の一環としてこのような取組をなされているとは思いますが、さらに一步踏み込んだ、武雄市と同じような取組が必要な時期に来ているのではないかと考えております。

ちなみに、武雄市のいのしし課は、平成27年度をもって初期の目的が達成したことで、今現在は農林課の一部の係の中に戻されたそうです。

こういう我々もいろんなところで勉強をさせていただきながら、有害鳥獣駆除対策の展開を考えておるところでございまして。この食肉加工施設についての分については、政策的判断も伴いますので、副市長の見解をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小島清人君） 副市長。

○副市長（佐々木哲治君） これまで担当が答弁してきましたように、施設整備につつま

しては、やはりかなりハードルが高いというふうに考えております。また、一方で、駆除員さんの高齢化や会員数が減少している状況であることも承知しているところでございます。

少しでも問題解消できますよう、また、効果的な対策が打てますように、議員各位とも情報共有をさせていただきながら、引き続き調査研究をさせていただきたいというふうに考えております。御理解、御協力をお願いします。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） ありがとうございます。恐らく予算も伴いますし、政策判断が伴います。私個人も議員として、この猟友会の部分の意向も重視しながら、今後の展開に向けて、引き続き調査、研究をしていきます。執行部に引き続き提案をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしておきます。この件については、これで終わらせていただきます。

次に、2番目です。平成29年7月、九州北部豪雨災害について。（1）としまして、生活再建及び災害復旧事業の進捗についてお尋ねをいたします。

平成29年7月の九州北部豪雨災害から7年半が過ぎようとしています。この間、発災後から長きにわたり、復旧・復興事業に取り組まれておりますことに感謝を申し上げます。

発災直後は、住宅、道路、上下水、土砂撤去といったライフラインの復旧による、元の生活に戻ることを最優先に対応されていたかと思っております。

総合政策課から毎月報告されております生活再建状況の推移も、被災を受けた対象世帯1,069世帯のうち、本再建と本再建のめどが立っている世帯が1,068世帯、あと1世帯の本再建と支援をするまでになりました。引き続き、支え合い支援センターの寄り添い活動も大変と思いますが、よろしくお願いをしておきます。

行政の支援により、被災者が元の生活を送るようになりましたが、道路、河川、砂防、農地・農業用施設等の復旧については、平成29年以降、毎年のように大雨に見舞われながらもある程度進んでいますが、一部については、昨年7月10日の大雨もあり、厳しい箇所も見受けられます。7年半が経過している中、全体的な災害復旧の進捗状況がどのようなになっているのかをお尋ねいたします。

なお、生活再建状況については、月例の内容を報告してもらっておりますので把握をしているところで、災害復旧事業関係をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部付部長。

○農林商工部付部長（宇津正司君） 農地・農業用施設の災害復旧状況について、御説明させていただきます。

災害復旧事業を進めているところではございますが、こちらの被災件数が多く、いまだ未着工のため、被災より期間が経過している箇所がございます。こうした被災農家の方々の不安を払拭するため、復旧事業実施状況やその時期、また進捗状況等につきまして、鋭

意発信を行ってまいりたいと思っております。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） 付部長のほうからの現在の取組の内容について、事前に、これは、今年の9月の議会中に建設経済常任委員会の中で、委員会協議会の中で、平成29年以降の災害復旧進捗状況の資料を、私たち、ほかの議員も棚入れをしていただいておりますもので、これを基にしながら確認を取っていきたいと思います。

この中で、平成29年査定未申請箇所の進捗状況に遅れがあるように思っております。特に農地の実復旧率が、この資料から見ますと、約65%ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部付部長。

○農林商工部付部長（宇津正司君） 令和5年末の時点で、65%進捗しているということで、現在も鋭意復旧のほうを進めているところでございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） といいますのも、農地の災害を受けられた農家の方からお話を聞く機会がありまして、平成29年の農地災害の復旧工事はもうしないのかなと思っている農家の方がいるようでございます。心配になりましたので、その方の地番等を確認して市役所に問合せみると、これから工事を発注していく予定にしておりますと、打ち返しをいただきました。たまたま私が地番まで確認して問合せをいたしましたので、正確な回答をもらいましたが、農家の方々には、工事が始まる時は市役所から連絡があるものと思っており、この間に連絡等がなかったことで、時間が経過することによって、復旧工事はしないのではなかろうかと、勝手に判断をしている農家の方もいるようでございます。

先日、別の方から、これは、市農地等林道災害対策室から送付された文書の写しを持ってこられ、それは災害復旧の今後のスケジュールについてという文書でございました。ただし、この文書は令和5年7月災害に係るものでしたが、発送されたのが令和6年2月5日付で作成されたもので、それから約10か月経過したので、その方については、これはもううちの分は忘れたのではなかろうかということで心配されて、相談を受けたこともございました。

発災後はすぐにでも復旧して、営農再開を目指しておりましたが、時間が経過することで、被災者の気持ちが少しずつ変化をしているように思えます。年齢を重ねていくこと、周囲の農家の離農、後継者の問題など様々な思いがあるようです。そのような思いを払拭していくためにも、農地・農業用施設の未着手の農家の方へ、今後の災害復旧工事の発注予定についての御案内をしていただけたらと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

そのことで、被災農家の復旧工事に対する意向調査にもなるものかと思っております。中には、営農再開を諦めて、復旧は必要ないと判断をされている方もいるかもしれませんので、この見解について答弁をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部付部長。

○農林商工部付部長（宇津正司君） 今、議員御指摘のとおり、いまだ復旧がなされていない農地・農業用施設の被災者の方につきましては、その意向の確認も含めて、もう早急に説明を行った上で、今後の計画的な事業復旧についても説明をしてまいりたいと思います。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） よろしく願いいたします。

その復旧工事の予定の発注を御案内する、あるいは説明することで、行政は復旧が成就するまで、私たち農家のことをちゃんと考えてくれていると実感し、営農継続についての思いが続いていくものと思っております。事務的には多忙になるかと思いますが、よろしく願いいたします。

次に、災害復旧事業の進捗状況を踏まえ、（2）番としまして、寒水川沿川工事の進捗状況の地元説明についてお尋ねをいたします。

復旧工事が進められている中、幾たびかの大雨で被災箇所が拡大、あるいは新たな工事を余儀なくしなければならない箇所があると思っております。そのような状況の中で、私の地元の寒水川の復旧事業が今後どのような展開になっていくのか、地元住民からの問合せが多々あっております。既に浜川橋、若鳩橋、鍛冶田橋、屋敷橋の架け替えも終わり、河川の上流域の事業と、市道寒水古賀線の復旧になってまいりました。上流には砂防治山事業による堰堤も施されています。また、鍛冶田橋及び屋敷橋周辺では、宅地嵩上げ事業による宅地造成事業も進み、新しい住宅も建ち始めました。この寒水川流域に係る行政区は、寒水区、古賀区、浜川区となっています。

昨年12月議会の私の一般質問で、被災地区の工事の進捗状況と今後の計画について、地元説明をしていただくようお願いをしていたところでございます。一部については実施をされておりますが、実際、今後の計画が度重なる大雨で変更や滞ったりしていると思いますが、そこに住んでいる方、あるいは戻って生活をしようと考えている方は、具体的な工事内容と、いつ頃をめどに戻ってきていいのか心配しております。当該行政区も3地区ということで、区会長に説明をされても、なかなか住民の方への事業説明は難しいかと思えます。

そこで、行政区ごとの説明会を開催してもらいたいと思っております。そのことにより、地元の方は、今後の生活の計画が立てられ、行政が災害復旧に苦慮しながらも邁進している思いが伝わり、安心されるものと思います。といいますのも、別件ですが、今年5月の雨水時期前に、原鶴区の今後の雨水対策について、全戸を対象として地元説明会を建設課の方から行ってまいりました。区民が多いことから、2日間に分けて隣組単位で開催をしたところ、行政からの説明に納得すると同時に、自分たちが自分たちの命を守る行動も必要であることを認識され、地元住民からはとても感謝されていました。

同じように、寒水川でもこのような説明会をお願いします。災害規模が甚大でありますので、まだまだ復旧工事は継続していくことは認識しているかと思いますが、実際、行政から説明を受けることで安心につながっていくものと思っております。

さらに、寒水川自体が県営の砂防指定を受けている河川ということで、工事関係は県土整備によるもので、詳しい内容等については、市からは説明しづらい面があるかと思いますが、そこは何とか県土整備からの情報を入手され、よろしくお願いいたします。

このことについて、執行部のほうからの答弁をお願いします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 寒水川につきましては、朝倉市が管理する普通河川でございますけれども、平成29年7月の九州北部豪雨災害を受けまして、その上流部に福岡県にて4基の砂防堰堤が整備をされました。

また、砂防堰堤から下流へ安全に土砂や洪水を流下させることを目的に、寒水川を溪流保全工として、筑後川本川合流部までを拡幅する計画となっております。

なお、筑後川本川合流部から上流へ約620メートル区間、具体的に申しますと、屋敷橋上流付近につきましては、既に拡幅工事が完了している状況となっております。

上流部の未整備区間につきましては、現在、福岡県におきまして、鋭意事業が進められているところでございますけれども、久喜宮地域コミュニティを通じまして、沿川3区の区会長からも、具体的な工事の内容や、今後の事業スケジュール等について、地域住民を対象とした区ごとでの説明会の開催を求められております。年内もしくは1月中での開催を目標に既に調整に入っているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） ありがとうございます。恐らく12月、もしくは年明けのこの時期に調整に入ったということでございます。

特に寒水区におきましては、あれだけの被害を受けておりますので、何件かは帰ってきてまいりましたけど、さらに元の寒水区に帰りたい、戻ってきたい方たちの声を直接耳にします。そうなったときに、例えば3年後なのか、4年後なのか、あるいはこの状態でいけば、もう来年には基礎工事ができますよとか、そういうやり取りが皆様の中でできれば、さらに場所的には杷木インターのそばでございますので、条件等が完備されれば、安心して元の生活を送るというところにつながっていくと思いますので、大変とは思いますが、都市建設部、建設課を中心としたところでの手配をよろしくお願いいたします。

7年半前の発災直後は、被災を受けた方々は、不安にかられ、声をあらわにしておりましたが、この間の行政の対応に、被災者は感謝の思いに変化をしております。被災者は行政にお願い、頼るしかありませんので、先ほどからの取組について、引き続きよろしくお願いいたします。

関連で、これまでに、平成29年7月九州北部豪雨災害生活再建及び災害復旧事業の進捗

という資料を各議員に配付をされていたかと思います。こういうやつです。私も昨年、議員に就任した際に説明を受けておりました。この資料が大変分かりやすい。ただし、内容も濃ゆい関係で担当は大変と思いますが、年度末か区切りのよいところで作成をしていただいて、配付をしてもらえないでしょうか。といいますのも、先ほど言いますように、9月の建設経済常任委員会の協議会で配付された復旧進捗状況の資料も大変分かりやすいものでした。我々は個別の案件については、直接担当課のほうにお聞きをしますが、全体的な進捗、先ほど65%とか、あるいはほぼ終わっていますとか、そういう全体的な数字としては、各議員が、特に被災を受けた議員については把握をするべきではなかろうかと思いますので、この関係について御一考お願いいたします。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 議員が言われる資料につきましては、復興推進委員会への説明資料としてこれまで作成をしていたものでございます。復興推進委員会は令和4年度をもって解散をしておりますけれども、資料として、本年6月末に内容を更新しまして作成しております。議員の皆様との情報共有は大切なことでございますので、議員の御提案のとおり、議員の皆様には配付をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次に3番目、原鶴河川敷の活用について。（1）として、朝倉市の未来予想図（高校生の提言）から「原鶴revolution!!」の提言内容について。①として、ドッグランとしての活用はについて質問をいたします。

冒頭に今年度の高校生の提言についてお話をさせていただきました。たくさんの応募があり、事前審査を通過した提言はとてもすばらしい内容ばかりでした。「水もしたたるいいところ朝倉」をテーマに、あまぎ水の文化村、小石原川ダム、原鶴温泉などを活用した提言であったかと思っております。市長賞に輝いた朝倉光陽高校チーム「ミズガメ」のあまぎ水の文化村キャンプ場でのウォーターサバゲー水鉄砲の競技は、「こどももおとなもはっちゃけろ!」を合言葉に、施設利用者をはじめ、市内外の家族連れや観光客向けの面白いイベントになるものと思っております。

私は、入賞は逃しましたが、朝倉高校1年生チームの「原鶴revolution!!」に着眼をさせていただきました。生徒たちが企画している場所は、原鶴温泉地東側の河川敷、恐らくパークゴルフ場を使つてのドッグランの開設、会場内での保護犬の譲渡会の実施、さらには温泉地内でのペット専用の足湯、ペット専用の御飯の提供など、とても面白い提言だったと思いました。ペットも家族の一員としてかわいがっている方たちが多くおられる中、ペットと一緒に過ごせる空間を演出することは、温泉地に新たな付加価値をつけることになっていくことは、観光客の温泉地を選ぶ選択肢が増えることになっていくも

のと思っております。

以前、当該河川敷を使ってアジリティー競技大会、これは、ペットと飼い主と一緒に障害物をクリアしていく競技が開催されていたことがありました。愛犬と飼い主と一緒に競技をする催しは、関係者にとって大変楽しいイベントであったかと記憶をしております。

現在、原鶴温泉地内の河川敷は、地元旅館協同組合が草管理を行い、すばらしいグリーンゾーンになっております。生徒たちが言うように、このグリーンゾーンを使ってのドッグランの開設は、まさに一考する価値があると思いますが、いかがなものでしょうかお尋ねをいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） まず、現在までの状況を説明いたします。川の駅はらぶるパークゴルフ場は、平成29年の豪雨により被災した後、令和元年に復旧しましたが、その後も、令和2年、令和5年と度重なる被災により、長期間の使用ができない状態が続いておりました。近年、河川敷の冠水が頻繁に起こる状況から、今後、パークゴルフ場としての復旧を行うことは、現実的ではないと考えております。

また、このパークゴルフ場は、河川管理区域内であるため、構造物の設置、建設が制限されております。

そのような状況の中、今回、高校生から提言をいただきましたドッグランとしての活用は、新たな観光客の取組による原鶴地域の振興の一つの考え方ではないかと思っております。

関係する方々の意見を聞き、協力を得ながら、今後、共に検討を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 2番石井議員。

○2番（石井清治君） ありがとうございます。県内にはドッグランができる公園は、既にたくさんございます。恐らくそれだけ人気があるものと思っております。河川敷ということで、雨水時期の増水等が心配になりますので、あまり費用をかけずに草管理を徹底することで、新たな目玉、観光スポットになっていくものと思っております。

また、ドッグランを開設して運営をするようになれば、利用料金等の徴収もあるかと思えます。既に近隣で開設されている施設を参考にしながら進めていくのがよいかと思っております。

幸いにして、河川敷には管理棟であります川の駅の駅舎もありますので、この駅舎の活用も視野において検討されますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 議員おっしゃいますように、仮にドッグランを開設することになりますれば、当然、川の駅の駅舎も含めた活用を考えていく必要があります。そ

れらも含め、今後どのような活用の在り方が原鶴地域の振興になるかを考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 2 番石井議員。

○2 番（石井清治君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

提言にありましたペットと一緒に温泉や食事ができるような取組については、先般の観光庁の高付加価値化事業を活用して、ペットと一緒に過ごせる部屋、あるいは部屋風呂を一般客と区切って整備された旅館も既にあるようでございます。このような取組は、時代の流れとお客様のニーズに基づき、これからますます広がっていくものと思っております。

賛否はあるかと思いますが、旅館組合の理事会や役員会の折に、今回の高校生の提言の内容について紹介をし、関係者の意見を聞きながら進めていくような取組をしていただきますようお願いいたします。

この朝倉高校以外にも、サウナを活用した温泉で体験という項目もほかの高校からもありました。恐らく癒しとか温泉というのはキーワードかもしれませんので、せっかく高校生の提言で出た部分、冒頭に言いましたように、これまでにいろんな事業化になっております。こういうのを一つでも取り込んでいただきますと、その時代その時代の高校生が朝倉市のことをよりよく理解していくものと思っております。何かありましたら、答弁をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 議員が御提案いただきましたように、今回の高校生の提言を紹介した上で、地元関係者の方々とともに、川の駅はらづるパークゴルフ場を今後どう活用していくかを考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 2 番石井議員。

○2 番（石井清治君） 今回の高校生の提言からの事業化は、話題性もあり、よい取組になるものと思っております。さらに、高校生もこの河川敷の活用に着眼したということは、先ほども私のほうから触れましたが、以前は草管理があまりされていませんでしたが、現在はゴルフ場のような草管理がなされております。ドッグランとしての活用もありますが、そのほかにも、筑後川の河川敷のロケーションを活用しての癒しの空間づくりへの取組も、ぜひ企画をしていただきますよう期待しているところです。

何か執行部のほうからありましたら、答弁をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 温泉地のにぎわいづくり、余暇を過ごす空間づくり、新たな観光客の取組による原鶴地域の振興のために、この敷地をどう活用するか、今後、関係者の方々とともに検討を進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 2 番石井議員。

○2 番（石井清治君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

今回の私の一般質問は、有害鳥獣駆除対策として、私も初めて他自治体の優良事例を研修という形の中で勉強をさせていただきました。恐らく朝倉市も、いずれはそのような取組が、もうしなければならぬ状況になっていくのかなということで、あえて一般質問をさせていただきました。

それから、災害復旧事業の進捗状況、特に被災の大きかったところの区民の方に対しての説明をよろしくお願いしますと。

さらに、最後は、高校生の提言から事業化に向けてということで、執行部のほうからは、大変前向きな回答をいただいたところで安心をしているところでございます。

年が明けての令和7年度になりますと、朝倉市市制誕生20年を迎える年になろうかと思っております。新庁舎建設も着々と進み、朝倉市がますます元気に発展し、自然災害の少ない年になることを願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小島清人君） 2番石井清治議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後3時15分に再開いたします。

午後3時5分休憩